

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

1 改正概要

本条例（平成26年大磯町条例第11号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

この度、保育士の配置基準について国基準が改正されたことに伴い、規定を改正します。

2 改正内容

保育士の配置基準

対象施設 ②のA型・B型及び④

より安心して子どもを預けられる幼児教育・保育の体制整備を図るため、3歳児及び4・5歳児の保育士配置基準の改正を行います。

【保育士配置基準の改正内容】

保育士 1 人で 受け持てる 園児数	0 歳児	3 人	⇒	⇒	R6. 4～ 15人 25人
	1 歳児	6 人			
	2 歳児				
	3 歳児	20人			
	4 歳児	30人			
	5 歳児				

※ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準を適用しないという経過措置規定あり。

3 施行日

公布の日から施行します。

参考 家庭的保育事業等の種類

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな こびとのこや
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上	—